

金監督第1121号
令和8年4月30日

自動車損害賠償責任保険審議会
会長 藤田友敬 殿

金融庁長官 伊藤 豊

自動車損害賠償保障法第33条第1項後段及び第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1. 自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出にかかる基準料率を令和8年11月1日から使用することを可能にするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮すること。
2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。
3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。
4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

令和8年4月30日

金融庁長官 伊藤 豊 殿

自動車損害賠償責任保険審議会
会長 藤田 友 敬

令和8年4月30日付金監督第1121号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下記のとおり答申する。

記

1. 現行の自動車損害賠償責任保険の基準料率は、令和4年度末の滞留資金7,239億円を契約者に還元することを前提に、令和5年4月に引き下げられた料率であり、純保険料率の予定損害率については、133.5%を見込んでいた。

令和7年度の料率検証結果では、令和8契約年度における純保険料率の損害率は、127.3%と想定され、予定損害率よりも僅かに改善している。その一方で、損害率改善による余剰が僅かであったことから、令和7年度末の滞留資金は5,215億円にとどまり、令和4年度末から大きく減少している状況にある。これらのことから、現行の純保険料率では、収入が不足する結果となった。

また、社費についても、賃金・物価の上昇を背景に支出が増加しており、令和6年度決算においては80億円の赤字となり、累計収支残は318億円の赤字が生じている状況である。さらに、将来の賃金・物価の上昇を考慮すれば、この赤字幅は拡大していくことが想定され、現行の社費水準では収入が不足する結果となった。また同様に、賃金・物価の上昇を踏まえて、代理店手数料の水準もあわせて調整することが適当と考えられる。

以上より、責任保険の基準料率については、収入の不足を補うために、引上げ改定を行うことが妥当であり、届出のあったとおり、別表のように変更することが適当である。

したがって、届出のあった基準料率を令和8年11月1日から使用するために、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮することについては、異議はない。

2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

[別表]

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	32,780					
	自家用	12,220					
営業用乗用自動車	A	83,420					
	B	66,790					
	C	51,400					
	D	32,850					
自家用乗用自動車		12,250	18,560	24,690			
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車 及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	25,180	44,050			
		最大積載量が2トン以下のもの	18,680	31,240			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	19,130	32,130			
		最大積載量が2トン以下のもの	17,930	29,750			
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	16,670	27,270				
	自家用	13,710	21,430				
小型二輪自動車		7,730	9,640	11,510			
軽自動車	検査対象車	12,300	18,660	24,830			
	検査対象外車	7,800	9,780	11,700	13,560	15,370	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		7,630	9,460				
緊急自動車		6,970	8,150	9,310			
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,420	14,960	19,370	23,650	27,820
	小型二輪自動車		7,550	9,290	10,980	12,630	14,230
	軽自動車	検査対象車	7,550	9,290	10,980	12,630	14,230
		検査対象外車	7,540	9,260	10,930	12,550	14,130
特殊用途自動車	霊きゅう自動車		7,210	8,620			
	教習用自動車		7,210	8,620			
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	13,770	21,550			
		小型二輪自動車	9,040	12,230	15,340		
	軽自動車	検査対象車	9,040	12,230			
		検査対象外車	9,040	12,210	15,290	18,280	21,190
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,870	5,970				
被けん引軽自動車	検査対象車	5,870	5,970				
	検査対象外車	5,890	5,990	6,100	6,200	6,310	
原動機付自転車	一般原動機付自転車	7,730	9,630	11,480	13,280	15,030	
	特定小型原動機付自転車	7,430	9,040	10,610	12,130	13,620	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	12,940					
	自 家 用	12,220					
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	17,090					
	個 人 タ ク シ ー	16,160					
自 家 用 乗 用 自 動 車		7,030	8,260	9,470			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	12,530	19,110			
		最大積載量が2トン以下のもの	11,120	16,340			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	12,530	19,110			
		最大積載量が2トン以下のもの	11,120	16,340			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	8,050	10,290				
	自 家 用	8,010	10,210				
小 型 二 輪 自 動 車		6,420	7,080	7,710			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,810	7,850	8,850			
	検 査 対 象 外 車	6,140	6,490	6,830	7,170	7,500	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,940	6,120				
緊 急 自 動 車		5,950	6,140	6,330			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,010	6,270	6,510	6,760	7,000
	小 型 二 輪 自 動 車		6,000	6,240	6,470	6,710	6,930
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,000	6,240	6,470	6,710	6,930
		検 査 対 象 外 車	6,020	6,260	6,490	6,730	6,950
特 種 用 途 自 動 車	壺 き ゆ う 自 動 車		5,880	6,000			
	教 習 用 自 動 車		5,880	6,000			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,540	7,300			
		小 型 二 輪 自 動 車	5,910	6,070	6,220		
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,910	6,070			
検 査 対 象 外 車		5,900	6,020	6,130	6,250	6,370	
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,870	5,970				
被 け ん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,870	5,970				
	検 査 対 象 外 車	5,890	5,990	6,100	6,200	6,310	
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車		5,970	6,150	6,340	6,520	6,700
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車		5,950	6,130	6,300	6,470	6,630

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	24,220					
	自家用	12,220					
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く	47,920					
	個人タクシー	32,850					
自家用乗用自動車		8,220	10,620	12,960			
普通貨物自動車 及び けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,880	15,850			
		最大積載量が2トン以下のもの	10,880	15,850			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,880	15,850			
		最大積載量が2トン以下のもの	10,880	15,850			
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	8,890	11,930				
	自家用	8,850	11,860				
小型二輪自動車		5,940	6,120	6,300			
軽自動車	検査対象車	8,260	10,700	13,080			
	検査対象外車	5,970	6,170	6,350	6,540	6,730	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		6,360	6,950				
緊急自動車		6,910	8,030	9,130			
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,990	8,180	9,350	10,490	11,590
	小型二輪自動車		5,940	6,120	6,290	6,470	6,640
	軽自動車	検査対象車	6,000	6,240	6,470	6,710	6,930
		検査対象外車	5,970	6,160	6,350	6,540	6,720
特殊用途自動車	霊きゅう自動車		6,690	7,590			
	教習用自動車		6,690	7,590			
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	8,140	10,470			
		小型二輪自動車	7,820	9,830	11,780		
	軽自動車	検査対象車	7,820	9,830			
検査対象外車		7,840	9,850	11,800	13,700	15,550	
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,870	5,970				
被けん引軽自動車	検査対象車	5,870	5,970				
	検査対象外車	5,890	5,990	6,100	6,200	6,310	
原動機付自転車	一般原動機付自転車	5,970	6,150	6,340	6,520	6,700	
	特定小型原動機付自転車	5,950	6,130	6,300	6,470	6,630	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	12,940					
	自家用	12,220					
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く	16,950					
	個人タクシー	16,030					
自家用乗用自動車		7,030	8,260	9,470			
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車 及び 普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,510	15,140			
		最大積載量が2トン以下のもの	10,320	14,750			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,510	15,140			
		最大積載量が2トン以下のもの	10,320	14,750			
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	8,030	10,240				
	自家用	8,000	10,190				
小型二輪自動車		5,940	6,120	6,300			
軽自動車	検査対象車	6,220	6,670	7,110			
	検査対象外車	5,970	6,170	6,350	6,540	6,730	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,940	6,120				
緊急自動車		5,950	6,140	6,330			
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,010	6,270	6,510	6,760	7,000
	小型二輪自動車		5,940	6,120	6,290	6,470	6,640
	軽自動車	検査対象車	5,970	6,190	6,400	6,610	6,810
		検査対象外車	5,970	6,160	6,350	6,540	6,720
特殊用途自動車	霊きゅう自動車		5,880	6,000			
	教習用自動車		5,880	6,000			
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,110	6,460			
		小型二輪自動車	5,910	6,070	6,220		
	軽自動車	検査対象車	5,910	6,070			
		検査対象外車	5,900	6,020	6,130	6,250	6,370
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,870	5,970				
被けん引軽自動車	検査対象車	5,870	5,970				
	検査対象外車	5,890	5,990	6,100	6,200	6,310	
原動機付自転車	一般原動機付自転車	5,970	6,150	6,340	6,520	6,700	
	特定小型原動機付自転車	5,950	6,130	6,300	6,470	6,630	

金監督第1121号
令和8年4月30日

自動車損害賠償責任保険審議会
会長 藤田友敬 殿

金融庁長官 伊藤 豊

自動車損害賠償保障法第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1. 自動車損害賠償保障法第28条第2項の規定に基づき、保険業法第4条第2項第4号並びに第187条第3項第4号に掲げる書類に定めた事項のうち自動車損害賠償責任保険（以下、「自賠責保険」という。）に関する部分の一部を、付加率積立金の算出を経費計算基準等に基づくものとし、併せて、改定した経費計算基準等を用いる場合には、自賠責保険審議会への諮問が必要となるように変更することについて、同法第123条第1項（同法第207条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認可をすること。
2. 自動車損害賠償保障法第28条第2項の規定に基づき、保険業法第4条第2項第3号並びに第187条第3項第3号に掲げる書類に定めた事項のうち自賠責保険に関する部分の一部を、「One-JIBAI」（自賠責保険の引受・契約管理における業界共同システムをいう。以下同じ。）および「s-JIBAI」（自賠責保険の損害調査業務における業界共同システムをいう。）導入に伴い変更することについて、同法第123条第1項の規定による認可をすること。
3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、「One-JIBAI」の導入及び組合・保険会社の間が発生する請求関係書類の電子化が可能となる法整備が行われたことに伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。
4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組

合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、「One-JIBAI」の導入及び組合・保険会社の間が発生する請求関係書類の電子化が可能となる法整備が行われたことに伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

5. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、「One-JIBAI」の導入及び組合・保険会社の間が発生する請求関係書類の電子化が可能となる法整備が行われたことに伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

令和8年4月30日

金融庁長官 伊藤 豊 殿

自動車損害賠償責任保険審議会
会長 藤田 友敬

令和8年4月30日付金監督第1121号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下記のとおり答申する。

記

1. 自動車損害賠償保障法第28条第2項の規定に基づき、保険業法第4条第2項第4号並びに第187条第3項第4号に掲げる書類に定めた事項のうち自動車損害賠償責任保険（以下、「自賠責保険」という。）に関する部分の一部を、付加率積立金の算出を経費計算基準等に基づくものとし、併せて、改定した経費計算基準等を用いる場合には、自賠責保険審議会への諮問が必要となるように変更することについて、同法第123条第1項（同法第207条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認可をすることについては、異議はない。
2. 自動車損害賠償保障法第28条第2項の規定に基づき、保険業法第4条第2項第3号並びに第187条第3項第3号に掲げる書類に定めた事項のうち自賠責保険に関する部分の一部を、「One-JIBAI」（自賠責保険の引受・契約管理における業界共同システムをいう。以下同じ。）及び「s-JIBAI」（自賠責保険の損害調査業務における業界共同システムをいう。）の導入に伴い変更することについて、同法第123条第1項の規定による認可をすることについては、異議はない。
3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、「One-JIBAI」の導入及び組合・保険会社の間で発生する請求関係書類の電子化が可能となる法整備が行われたことに伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、異議はない。

4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、「One-JIBAI」の導入及び組合・保険会社の間が発生する請求関係書類の電子化が可能となる法整備が行われたことに伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、異議はない。

5. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、「One-JIBAI」の導入及び組合・保険会社の間が発生する請求関係書類の電子化が可能となる法整備が行われたことに伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、異議はない。